

専門医制度規則の改定案

第5章 指導医の認定	
【現 行】	【改定案】
<p style="text-align: center;">(認定要領及び資格要件)</p> <p>第15条 指導医の認定は、次の各号について専門医制度委員会が審査し、理事長が専門医制度委員会の答申により認定する。</p> <p>① 申請時において学会会員であり、リウマチ学に関する研究・診療活動を行っていること</p> <p>② 学会の専門医であること</p> <p>③ 教育施設（またはこれに準ずる診療施設）に5年以上勤務した経験を有し、最近5年間に5以上リウマチ学に関連する研究業績発表のあること</p>	<p style="text-align: center;">(認定要領及び資格要件)</p> <p>第15条 指導医の認定は、次の各号について専門医制度委員会が審査し、理事長が専門医制度委員会の答申により認定する。</p> <p>① 申請時において学会会員であり、リウマチ学に関する研究・診療活動を行っていること</p> <p>② 学会の専門医であること</p> <p>③ 教育施設（またはこれに準ずる診療施設）に5年以上勤務した経験を有し、最近5年間に5以上リウマチ学に関連する研究業績発表のあること。<u>研究業績（論文、発表）については、5編のうち1編は筆頭であること。</u></p> <p><u>附則（2022年4月25日）</u></p> <p><u>1 この規則の改定は、2022年度定時社員総会で承認をうけ、同年5月1日から施行する。</u></p>

7) リウマチ専門医研修制度に関する規則の改定案

【現 行】	【改定案】
<p>7) リウマチ専門医研修制度に関する規則 (2018年度制定)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、従来の「専門医制度規則」(以下「現規則」という。)に基づく専門医制度(以下「現制度」という。)に加えて2018年度から開始される研修プログラム制度に準じた「リウマチ専門医研修制度」(以下「新制度」という。)について定めることを目的とする。</p> <p>(適用)</p> <p>第2条 新制度は一般社団法人日本専門医機構(以下「機構」という。)の「専攻医登録システム」に専攻医として登録した者に適用する。</p> <p>(研修)</p> <p>第3条 新制度により専門医申請資格を得ようとする者は、「日本リウマチ学会専攻医登録評価システム(仮称)」または代替となる方法で、日本リウマチ学会が認定したいずれかの「リウマチ専門研修計画」(以下「研修計画」という。)に登録し、研修計画に従い研修を行う必要がある。</p> <p>2 研修計画はリウマチ専門研修施設がリウマチ研修カリキュラムに従い研修できるよう「専門研修整備基準」に則って作成する。</p> <p>(申請資格)</p> <p>第4条 新制度による専門医申請資格は、次の各号の条件を満たす者に付与される。</p> <p>① 日本国の医師免許証を有し、医師として人格及び見識を備えていること</p> <p>② 研修開始時において学会の会員であること</p> <p>③ リウマチ専門研修施設において3年以上の研</p>	<p>7) <u>膠原病・リウマチ内科領域</u>専門医研修制度に関する規則 (2018年度制定)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>一般社団法人日本専門医機構</u>(以下「<u>専門医機構</u>」という。)が定める<u>サブスペシャルティ領域専門研修細則</u>に準じた<u>膠原病・リウマチ内科領域専門医研修制度</u>(以下「新制度」という。)について定めることを目的とする。</p> <p>(適用)</p> <p>第2条 新制度は<u>2021年4月以降に専門医機構認定内科専門医の研修を開始した専攻医</u>を対象とする。</p> <p>(研修)</p> <p>第3条 専門医申請資格を得ようとする者は、「<u>リウマチ版 J-OSLER</u>」に登録し、「<u>専門医研修計画</u>」(以下「<u>研修計画</u>」)に従い研修を行う。</p> <p>2 研修計画は<u>認定施設が専門医研修カリキュラムに従い研修できるよう作成する。</u></p> <p>(申請資格)</p> <p>第4条 新制度による専門医申請資格は、次の各号の条件を満たす者に付与される。</p> <p>① 日本国の医師免許証を有し、医師として人格及び見識を備えていること</p> <p>② 研修開始時において学会の会員であること</p> <p>③ <u>認定教育研修施設</u>において3年以上の研修を</p>

<p>修を行うこと</p> <p>④ リウマチ専門研修修了証明書が発行されていること</p> <p>⑤ 機構が認定している基本領域学会の専門医資格を有すること</p> <p>(雑則)</p> <p>第5条 申請手続きについてはリウマチ領域専門研修整備基準を適用する。認定要領及び有効期間、資格認定試験については現規則第6条、第7条、第8条、第9条を適用する。</p> <p>2. 専門医資格維持については現規則2) 専門医資格維持施行細則を適用する。</p> <p>3. 本規則の定めるもののほかは現規則の定めるところによる。</p> <p>(改定)</p> <p>第6条 この規則は理事会の承認により改定できるものとする。</p>	<p>行うこと</p> <p>④ <u>認定教育施設発行の研修修了証明書が発行されていること</u></p> <p>⑤ <u>専門医機構認定内科専門医の専門医資格を有していること</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第5条 申請手続きについては別に定める申請書類に手数料を添えて専門医資格認定委員会に提出する。</p> <p>2. 専門医資格維持については専門医機構が示す規則に則って設定する。</p> <p>3. 本規則の定めるもののほかは現規則の定めるところによる。</p> <p>(改定)</p> <p>第6条 この規則は理事会の承認により改定できるものとする。</p> <p><u>附則 (2022年4月25日)</u></p> <p><u>1 この規則の改定は、2022年度定時社員総会で承認を受け、同年5月1日から施行する。</u></p>
--	---

登録ソノグラファー規則施行細則の改定案	
【現 行】	【改定案】
<p>(再登録)</p> <p>第6条 ソノグラファー登録を維持するには、規則第5条第2項に示す登録の有効期間の3年間に、総単位数として15単位以上を取得し、100例以上のリウマチ疾患の関節超音波検査の実務経験を有する必要がある。単位の対象となる研修会および取得単位数は、会員または非会員を問わず「専門医制度規則」の「専門医資格維持施行細則」に準ずるものとする。</p> <p>2 ソノグラファーの再登録の審査を受けようとする者は、次の各号の書類に再登録料を添えて、有効期間満了の2ヶ月前までに学会に提出するものとする。</p> <p>① 再登録申請書(様式1)</p> <p>② 第1項を満たす事を証する書類(様式3)</p> <p>③ リウマチ専門医の推薦書(様式4)</p> <p>3 第1項および第2項の再登録に必要な所定の項目を満たさないときは、ソノグラファーの登録を喪失する。なお、登録喪失後、再度ソノグラファーの登録を希望する場合は、規則第4条の申請手続きを行わなければならない。</p> <p>4 大学院進学、海外留学、病気、出産、育児および介護等で単位の履修ができない特別の事情がある場合は、「再登録延長申請書」(様式5)と証明する書面を添えて登録期間の延長を申請することができる。</p>	<p>(再登録)</p> <p>第6条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 同左</p> <p>5 <u>ソノグラファー登録を喪失した場合、喪失日から3年間は登録申請することができない。</u></p> <p><u>附則(2022年4月25日)</u></p> <p><u>1 この規則の改定は、2022年度定時社員総会で承認を受け、同年5月1日から施行する。</u></p>